

藤沢市辻堂地区における避難行動要支援者の 個別避難計画推進について

加藤 照之

大正大学 地域構想研究所 客員教授

(要旨) 昨年の報告では災害時における避難行動要支援者の個別避難計画について、これまでの国の政策の経緯や先行する実践の事例、考えうる課題等について報告した。筆者は自身の住まいである藤沢市の辻堂地区で個別避難計画の策定を実践してきたので、その活動の推移と見えてきた課題等について報告する。辻堂地区では地区防災協議会が主体となって個別避難計画の策定に取り組んでいる。取組は2022年夏頃より開始し、準備段階として、関係者の研修や市側との協議をふまえつつ、ワークショップなども交えて住民の意識を高める活動を行った。また、地区内の積極的に活動して下さる町内会をモデル町内会として先行して個別避難計画の作成を行った。こうした経験から学んだことをふまえ、地区内そして市内の町内会・自治会へと活動を展開していこうとしているところである。

キーワード: 避難行動要支援者、個別避難計画、藤沢市辻堂地区

1. はじめに

昨年、筆者は最近の自然災害において災害弱者の被害が大ききことからいわゆる避難行動要支援者の個別避難計画の推進が図られていることを紹介した¹⁾。近年の顕著な自然災害に伴い、災害弱者が健常者に比べて数多く犠牲になることが課題として取り上げられていること、そのための対策として災害対策基本法が改訂され、災害時の避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が市区町村の義務とされたことなどを紹介し、この計画に対して行われている取組や課題について概説した。

課題としては、①防災と福祉の行政が縦割りでなかなか協調できない、②法律では“市町村の努力義務”となっているが、実際には自治体がやるには人手が足りない、③地域住民はあくまでもボランティアという意識が強く、困難な問題に立ち向かうことに対して忌避感が強い場合がある、④市民の取組として行うことが重要だが先頭に立つて行える人材がいないとなかなか進まない、⑤要

支援者の状況は一人ずつ異なっており、また、協力する側も多く関係者がいるため計画の策定が難しい、⑥要支援者の側が、周囲からの支援を受けることに消極的、ないし、否定的であることがあり、理解を得ることが困難なことがある、など、いくつものハードルがあって、計画の推進が難しいことを指摘した。

筆者は、2021年4月に本学に赴任してきたが、それまで理学の立場から地震の研究などを行ってきたことから、本学においてはより防災の先端的な取組を行いたいとの希望もあってネットや防災関係者との意見交換から、この避難行動要支援者の問題が防災の上からも喫緊の課題であることを認識して取組をはじめたところである。最初はネットや各種文献調査などで昨年の記事を取りまとめたが¹⁾、やはり具体的な取組を行いたいとの思いもあり、筆者が住んでいる神奈川県藤沢市の辻堂地区の防災協議会のアドバイザーとして参画したことをきっかけとして、この取り組みを行いたいとの申し出を行って活動を開始した。本稿ではこ

れまでの1年半の取組の経緯や新たに見えてきた課題などについて触れてみたい。

なお、同時期には豊島区からも本学と同じ課題について相談を持ち掛けられたことから、こちらは同区の危機管理課長をされていた佐藤和郎研究員が対応することになり、こちらにも参加させていただき、同時並行で取組を開始した。辻堂地区の活動は住民組織からの活動であり、まさしく“共助”の取組であるが、豊島区の場合は“公助”の取組でもあり、その違いが大変興味深いものであるが、両方の取組には一長一短があるようで、どちらがよいか、はもう少し経験から学ぶ必要があるように思うので本稿では触れないでおく。

2. 藤沢市・辻堂地区の状況と災害リスク

藤沢市は神奈川県相模湾に面した、江の島を代表とする観光地を有する湘南地方の中核的な都市である(図-1)。東京・横浜などへの通勤者の多い近郊型都市であると共に、内陸部では近郊型の農業や自動車会社を中心とする工業などの地場



図-1: 藤沢市の行政区と地区。辻堂地区は東海道線辻堂駅の南側に位置する。数字は2024年1月1日現在の辻堂地区の人口。右側写真は江の島

表-1 2024年1月1日現在の藤沢市の人口統計

2024.1.1現在	藤沢市
人口	443,827人
世帯数	202,197
面積	69.56km ²
人口密度	6,380人/km ²
地区数	13

産業もあり、ある程度バランスした産業構造を持っているといえる。

人口は表-1に示すように44万人を超えており、人口の減少が国家的課題になっている中、藤沢市の人口は戦後一貫して増加傾向にある。辻堂地区は図-1に示すように、藤沢市の南西部にあって、東海道線辻堂駅の南側に位置する。駅前付近は商業地区であるが、その他はほぼ住宅街となっており、人口は4.4万人強(2024年1月1日現在)である。

このように、住民としてはとても住みやすい環境にあると言えるが、一方、自然災害リスクの面からみると、藤沢市は1923年関東地震の震源位置の真上に位置しており、関東地震に際しては甚大な被害を被った。神奈川県相模湾沿岸地域は全域がほぼ震度7に相当する揺れとなり²、藤沢市で

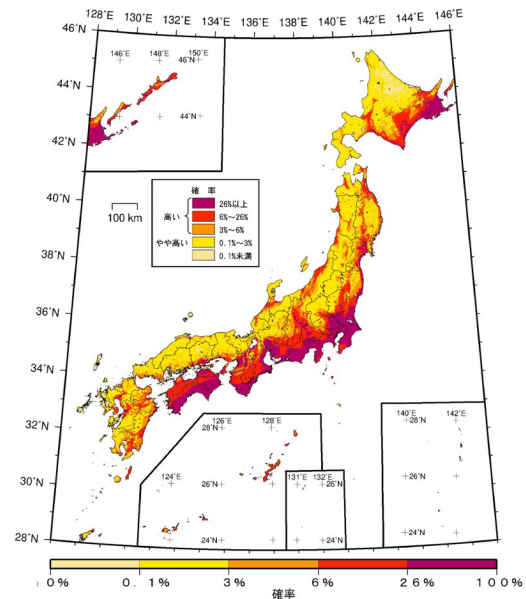


図-2 日本列島の地震動予測図。2020年1月を起点とした30年以内に震度6以上の地震が発生する確率を示す³

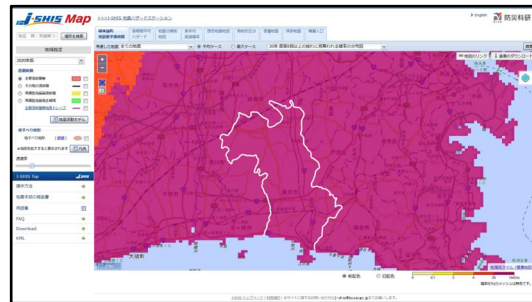


図-3 J-SHIS(地震ハザードステーション)による神奈川県地震動予測地図。色は図-1と同じ

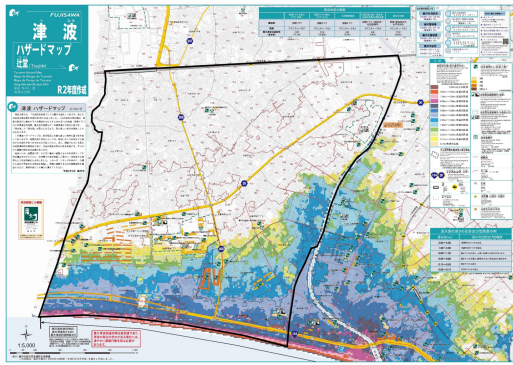


図-4 辻堂地区（黒枠内）の津波ハザードマップ

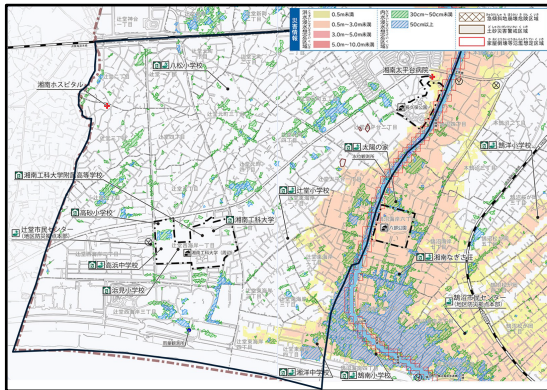


図-5 辻堂地区（黒枠内）の水害ハザードマップ

は多くの地域で建物の5割以上が倒壊したほか、相模湾沿岸地域には津波が襲来したため、これらによって多くの死者が出た。

図-2には日本列島の地震ハザードマップである地震動予測地図、図-3にはその神奈川県地域の拡大図を示すが、藤沢市のみならず南関東全域が地震リスクの大変高い地域であることがわかる。また、図-4は神奈川県が策定した津波のハザードマップであるが、沿岸だけでなく辻堂地区の東端を流れる引地川に津波が遡上することがわかる。シミュレーションによって示される最大水深は11mに達する。

図-5は水害のハザードマップである。辻堂地区では東側に隣接する鶴沼地区との境に引地川があって、この川が氾濫すると最大数mほど浸水する地域があるほか、地区の各所に内水氾濫の危険地域がある。一方、土地が海岸に近く平坦な地形であるため土砂災害の危険地区はほとんどない。

これらの辻堂地区の災害リスクをふまえた上で避難計画を作成していく必要がある。

3. 活動の経過

前述したように、筆者がこの問題に取り組んだのは2022年の夏ころからである。この年の2月に辻堂防災協議会からの依頼で「辻堂を襲う地震と津波に備えよう」と題した講演を行った。この講演で、はじめて避難行動要支援者の個別避難計画について触れることになった。これをきっかけとして同年5月に開催された防災協議会の総会においてアドバイザーとして地区の防災活動に参画することとなった。以下、筆者の活動経過を表-2にまとめておく。

表-2 辻堂地区における避難行動要支援者に関する個別避難計画策定の活動経過

2022年2月	辻堂地区防災講演会で辻堂の災害リスクと共助の重要性を指摘、個別避難計画に関して説明
2022年5月	辻堂地区防災協議会にアドバイザーとして参画
2022年8月	“個別避難計画”推進のための自主防災組織内の検討会の立ち上げ
2022年10月	住民側組織（検討会）と市側担当者（危機管理課他）の意見交換
2022年12月	ビデオ視聴を通じての理解深化と方針についての意見交換
2022年12月	藤沢市危機管理課と意見交換。「個別避難計画」の様式の作成を要請
2023年3月	市側から「個別避難計画」様式&作成説明書（案）の提示と辻堂地区をモデル地区としたいとの提案。検討会として受諾。辻堂地区での活動計画作成に着手
2023年6月	辻堂地区での活動計画（案）の提示とモデル町内会選定。避難行動要支援者への接触と説明を依頼⇒課題・問題点の洗い出し
2023年9月	辻堂西地区民児協で講演とワークショップ
2023年11月	モデル町内会からの経過報告を聴取し、課題等の洗い出しを行う
2024年1月	辻堂東地区民児協で講演とワークショップ
2024年2月	検討会開催。今年度のまとめと次年度計画に向けて市側と協議

個別避難計画は当初から関係者がよく理解しているとは限らないことや、多くの関係者が協働しなくてはならない、という課題があるため、慎重な下準備や根回し等が必要になる。大雑把に言うと、次の3つの段階を経なくてはならないと考え

ている：①準備段階：個別避難計画を推進するための母体となる組織の構築。また、その中での勉強会や研修などを通じての課題の理解。市民組織と行政の間の連絡関係の構築。②始動段階：モデル町内会などの設定と少数人数での試験的な個別避難計画の作成。それらを通じての問題点の把握とよりよい計画作成の進め方の確立。③展開段階：本格的な計画作成への展開。地区内の町会等への協力依頼と活動推進に対するマネジメント。以下、これらの各段階の要点について述べる。

(1) 準備段階

表－2の我々の活動では、2022年8月の防災協議会内の検討会の立ち上げにはじまり、10月の市側との協議、12月のビデオ視聴の勉強会などがそれにあたる。こうした活動によって、個別避難計画の策定が“共助”原則にのっとって行うことや、行政と市民組織の連携の重要性、要支援者に対する接し方の理解、等が涵養されると考えている。ただ、この段階ではその理解が検討会内部に限定されたものであるため、これらのほかに防災講演会や民生委員・児童委員連絡協議会等の福祉関係組織での研修により、より広範な関係者への理解促進が求められる。

一方、市側の準備として、防災担当部局と福祉担当部局の連携も必要であり、行政当局内部でどのようなことが行われているのか、市民側からの希望・要望があるのか、など市民側組織と行政側組織が情報交換しつつ緊密に連携していく必要がある。しかしながら、これをどう組織化し、進めていくのか、については大きな課題がある。“共助”の枠組みの中で個別避難計画を推進するには住民組織の中にリーダーシップをとる人材が必要である。単純に町内会や自主防災組織に投げかけてあとはお任せということでは、うまくいかないだろう。この準備段階においては、各地域において“誰が”推進役となるのかについて、一定の役割付与のステップが必要となる。

(2) 始動段階

仮に、町内会や自主防災組織において、その地域において個別避難計画を進めることを決めたと

して、次に課題となるのは、どのように進めていくのか、について方針を決めておく必要がある。辻堂地区においては、地区の防災協議会の中に検討会が立ち上げられ、市側と協議を進めることから始めたため、藤沢市からモデル地区の位置づけを与えられた。また、市側によって個別避難計画の記入様式（図－6）が、記入マニュアルと共に渡されたので、これをどう使っていくのか、につ

図－6 藤沢市の避難行動要支援者の個別避難計画様式：(左) 表面、(右) 裏面

いて検討会内部で話し合った。

この結果、辻堂地区内で個別避難計画を積極的に推進してもらえそうな2つの自治会をモデル町内会として、試験的に個別避難計画の作成を実施してもらうこととした。

ところで、個別避難計画の作成においては次に述べる4つの条件が重要となる⁴。図－7にこれをまとめておく。

- (1)防災リテラシー
 - ・当事者自身が災害に関する情報を正しく理解する
 - ・3つのポイント「脅威の理解」「備えの自覚」「とっさの行動への自信」
- (2)タイムライン
 - ・あらかじめ時系列的に何をするのか考え、明らかにする
 - ・避難場所の設定や警報レベルに基づき、支援者や行動を起こすタイミング等を設定する
- (3)地域との調整
 - ・当事者、ケアマネージャー、自主防災組織や町内会関係者、市町村の防災・福祉担当者、等当事者の避難計画策定に関わる人が調整会議を設定し、タイムラインに沿って支援のあり方を調整し避難計画を策定する
- (4)避難訓練
 - ・個別避難計画に基づく避難訓練を実施する（避難訓練において避難計画を実行する
 - ・課題を抽出し、避難計画の改善につなげる

図－7 個別避難計画の作成の重要なポイント。NHK福祉ビデオライブラリーのDVD⁴を参考

a) 防災リテラシー

要支援者も支援者も、自分たちにどのような災害リスクがあるのかを知らないことには避難行動もままならない。ハザードマップなどを参考に、近くの川の洪水警戒区域なのか、内水氾濫の可能性はないのか、自分の住まいは津波ハザードマップの警戒区域内なのか、外なのか、等々の情報を得て、理解しておく必要がある。また、それに対する“自助”としての様々な対策（防災リュックなどの用意、食料・水などの買い置き等、また場合によっては家の耐震診断を行って、震度6弱以上程度でも倒壊の恐れはないのか、等）をできる限り実施して“安心感”を高めておく。これらの作業を通じて、要支援者自身に降りかかる脅威の理解、それへの備え、そして、災害が発生した時のとっさの行動ができるかどうか、について自信を得ておくことがまず第一に重要である。

b) タイムライン

タイムラインという言葉は、米国でのハリケーン襲来に際して、事前に対策を順次講じていく計画を前もって作成しておき、大きな被害を防ぐことができたことから出てきた言葉である¹。特に風水害の場合には事前にある程度将来予測が可能であり、台風や低気圧の接近において、注意報、警報などの気象情報がメディアを通じて流されるため、住民もそれに合わせて行動を起こすことが可能である。タイムラインという言葉は前記のように行政対応の時系列について用いられた言葉であるが、住民もそれに対応して、自らのタイムライン（マイ・タイムライン）を作っておくことが災害に際して被害を未然に防ぐことのできる重要な作業と言えよう。

図-8に示しているのは藤沢市におけるマイ・タイムラインの様式事例である。これは風水害の場合に適用できるように警戒レベルごとに何をすべきか、を各自で記入するようになっている。地震や津波の場合は、現象が急なので、災害発生前期間のタイムラインは作成が難しいが、それでも地震が発生してインフラが止まった場合にどうするのか、津波警報が出たらどうするのか、等を事前に決めておき、平常時の避難訓練などで確認し

ておくことはとても重要と考えられる。地震の場合は、発災後からの行動に対してタイムラインが設定される。この場合は、避難所等への避難行動くらいがとりあえずのタイムラインとなる。内閣府のガイドライン⁵には兵庫県のタイムラインの様式事例などもあるので参考にされたい⁴。

避難行動が完了したら避難所等での生活をどうするかという次のステップへと移っていくが、本稿は避難が完了するまでのことを問題としている。まずは、どう命をつなぐのか、というところが重要と思うからである。

このタイムラインについては要支援者と支援者がどの時点で避難を開始するのか、についてそのタイミングを合わせておく必要がある。風水害においては、気象庁から注意報や警報が発出されるが、それらが5段階の警戒レベルとして表現されている。図-8に示されているように、この警戒レベルに従ってタイムラインを作成するのがよいと考えられる。「警戒レベル1」では台風や低気圧が接近していることなどの早期注意情報が気象庁から出されてメディア等を通じて住民に周知される段階である。この段階では、我々はメディア等

警戒レベル	気象情報 市からの避難情報	注意すること	なにをやる? わたし(と家族)の動き
1	台風・大雨に関する気象情報 (週間天気予報など) 早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める	<input type="checkbox"/> 気象情報は(気象庁防災情報)で確認! <input type="checkbox"/> 河川の水位の情報は(神奈川県雨量水位情報)で確認! <input type="checkbox"/> 当日の行動予定は... 自分:仕事、妻:自宅
2	大雨・洪水・高潮 注意報 氾濫注意情報 (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認	<input type="checkbox"/> お互いの連絡方法は...電話・メール <input type="checkbox"/> 避難にかかる時間...30分 <input type="checkbox"/> 避難の持ち物を準備しよう 【私のやることメモ】 ・息子夫婦に連絡する(避難の可能性)
3	大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い) 高齢者等避難 (市町村が発令)	危険な場所から避難	【私のやることメモ】 ・自治会長や知り合いに連絡する ・隣の〇〇さんに連絡する ・避難を始める(避難に掛かる時間30分)
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報 高潮特別警報 避難指示 (市町村が発令)	危険な場所から全員避難	【私のやることメモ】 ・近所の人に避難を呼びかける =避難完了!=
5	大雨特別警報 氾濫発生情報 河川氾濫/土砂災害発生! 緊急安全確保 (市町村が発令)	命の危険 直ちに安全確保!	【もし避難できなかったら何ができる?】 ・2階の川から離れた部屋で安全を確保

図-8 藤沢市のマイ・タイムライン様式記入例

の情報に注意をして、自らの防災に心構えを高める段階である。「警戒レベル2」は大雨・洪水注意報などが気象庁より発表され、注意喚起がなされる段階である。この段階では要支援者も支援者も、自らの避難行動を確認し、いつでも避難ができるように準備を整える必要がある。個別避難計画においては、この段階で支援者が要支援者に連絡を取り、避難のタイミングや避難所までの行動について確認しておく必要がある。このことをタイムラインに両者が記載しておくことが望まれる。

「警戒レベル3」は気象庁から大雨警報や洪水警報などが出される段階であり、この段階で市町村から「高齢者等避難」の避難情報が発出される。注意しておかないといけないのは、警戒レベルと避難情報は同時に発出されるわけではない、ということである。市町村では気象庁からの情報だけでなく独自に雨量や河川の水位のモニターを行っている場合があり、避難所開設の準備等の関係もあり、これらを踏まえて避難情報を発出するということである。また、夜間の避難は危険が増大することから、早めに出すこともあるが、一方、深夜に警戒レベルが上がっても避難情報が出せないという状況も生じることがある。こうしたことから、住民としては過度に避難情報に依存することなく、早めに避難するように心がける必要がある。早めの避難といった場合、必ずしも指定の避難所が開設されていない場合も考えられるので、支援者や福祉関係者は避難所開設の担当者等と、平常時よりよく連携して、避難所の開設を早めにするとか、個別に避難する場合はホテルや宿泊場所など、避難所とは別の避難先を考えておくなどの対策をとることも考えたほうが良いであろう。

c) 地域の調整

以上のことをふまえて、要支援者、行政関係者、町内会、社会福祉協議会関係者、民生委員、等が調整会議を開催し、要支援者の個別避難計画を作成することとなる。図-6は藤沢市によって作成されている個別避難計画の様式である。様式は比較的簡潔で、表面は誰が（要支援者）、どこへ（風水害と地震・津波の場合に分けて記入）、誰と（2名の支援者）を記載し、裏面は配慮すべき避難支

援の留意点、避難場所への経路等の図、を記載するようになっている。裏面の避難支援の留意点の欄がこのくらいで十分か、等については、以下の避難訓練等を実際に行ってみて、よく確かめておく必要があるだろう。

一番難しいと思われるのは「誰と」（支援者）の選定であろう。個別避難計画を作成する対象者は「避難行動要支援者名簿」に記載されている方々であるが、多くは一人では避難が困難な方々であり、独居の方が大半であると考えられる。平常時に近隣住民とのコミュニケーションが取れている場合はそれらの方々をお願いするのがよいと思われるが、近所付き合いのあまりない方々が多いと思われる。平常時に一番身近にいるのは介護などで訪問されているヘルパーの方々であろうと思われるが、災害の際にはこれらの方々も被災されている可能性もある。一番よいのは近隣の方々であろう。平常時からの付き合いがない場合、その選考はなかなか困難かもしれない。そのような場合は無理に氏名を書き入れるのではなく、まずは避難訓練や安否確認訓練などを行って、そこでマッチングをするなどのことを考えてもよいだろう。また、当然のことながら、この様式の作成には要支援者の本人の承諾なく進めてはいけない。本人の理解と賛同があつて初めて有効な計画となるのである。

d) 避難訓練

記入された様式は要支援者本人、支援者のほか、民生委員や介護事業者、町内会関係者や市町村の担当部局で保管されることになる。しかしながら、これで完結ではない。書かれた避難計画が実際の災害時に機能するかどうか、について避難訓練を通じて確認しておく必要がある。地区等で企画される避難訓練に参加することなどを通じて確認し、必要であれば計画を改善していく必要がある。また、本人の状況も年と共に変化する可能性も高いので、毎年最低一度くらいは計画内容の確認を行う必要がある。いわゆるPDCAサイクルを回すという活動が必要である。このために各町内会や自治会では継続的に計画を見直すための恒常的な組織も必要と考えられる。

さて、こうした4段階をふまえて、個別の要支援者に対して避難計画を作成するわけであるが、いきなり地区全体なり、市町村全体の町内会に号令をかけて作業開始というわけにはいかないことは目に見えている。要支援者の側にどうアプローチするか、はかかなりデリケートな問題である。すでに課題として指摘されているように、要支援者は周囲からは孤立している場合が少なくない。こういう方たちにいきなり避難計画を作りたいので面会したい、と言ってもお断りされる可能性があるし、実際そのような事例を既に聞き及んでいる。面会を実現するには、普段から交流のある介護職員や民生委員からの声掛けをしていただくのがより適切であろう。とはいえ、それが誰であるのかわかっていない場合もある。そのような情報を開示してほしいと行政に依頼しても個人情報の壁があって簡単に開示されない場合もあるのではないだろうか。こうした問題に対する一つの最良の解決策というのではないように思われた。そこで、ともかく、やってみようということになり、辻堂地区でも比較的通常時から町内会で要支援者とのコミュニケーションを積極的に実施している2つの町内会をモデル町内会として、個別避難計画の作成をお願いした。依頼したのは2023年6月頃である。対象となる要支援者の数はそれぞれ6件程度と20件程度とかなり差はあるが、ともかくとりかかってもらうこととした。それから半年余りが経過し、どうやらそれぞれ全数に近い方に計画を作成していただけたとのことである。現在その成果を共有し、困難であった点、工夫した点、改良すべき点などについて情報を共有していただき、次年度に予定されている辻堂地区全体への展開をどのようにしていくかの検討を行おうとしているところである。

(3) 展開段階

モデル町内会での成功事例をふまえ、次の段階は辻堂地区全体に活動を展開していくフェーズとなる。既にこのための準備は進めており、そのために、まず民生委員の協力を得るためにワークショップを開催した。このワークショップでは、まず筆者が地元の災害リスクについて解説をし、続

いて図-7で示したタイムラインの様式を配布して、災害を想定しながら各自の思いつくタイムラインを記入してもらった。その際に、担当する要支援者への対応を考えながらタイムラインを作成するようにお願いした。こうした作業を通じて、災害が近づいてきている時に、どのように行動すべきなのか、について少しでも実感してもらい、ということを目指した。

一方、47ある辻堂地区の全町内会・自治会に対しても個別避難計画の作成を依頼しなくてはならない。本来の経緯からするとこれは藤沢市から依頼するというのがよいのかもしれない。しかしながら、そうすると、行政からの依頼ということになり、場合によっては忌避したいという意向が出てくる恐れもある。そこで、災害弱者に寄り添うという観点からは、この個別避難の実施が“共助”すなわち“ご近所による助け合い”という観点から行われるものである、ということ意識づけるために、辻堂地区防災協議会から各町内会・自治会への依頼、という形をとることを提唱している。この方式はまだ決定ではないが、既に協議会では賛同を得ており、今年度中には実施ができると考えている。

ここまでは、あくまでも地区のボランティア活動として実施していくのであるが、このあと、藤沢市の全地区に同様の活動を広げていく必要がある。できることならば他の地区においても、“共助”の観点からの取組を行ってほしいと考えているが、あいにくそこにいたるまでにはハードルが高いと考えられる。また、行政側としても、法令上は努力義務が課せられているわけであるから、何もしないというわけにもいかないだろう。現在、他地区への展開については藤沢市と協議中であるが、可能性としては、他地区への協力依頼は藤沢市からやっていただくこととし、説明会等の開催において私が同席して辻堂地区での活動について紹介する、というような形態を考えている。

4. おわりに

辻堂地区での個別避難計画の作成に関するこれまでの活動を紹介してきた。開始したのが一昨年

夏なのでほぼ1年半の活動であるが、まだ始動段階が終わろうとしているところであり、これからの展開段階でどのような課題が出てくるのか、は未知である。また、本稿では触れなかったが、“公助”が中心となっている豊島区での試みもほぼ同時並行的に進んでおり、両者の比較検討もこれからの課題である。これらの経験を踏まえつつ、“一人も取り残さない防災”のあり方について考えていきたい。

謝辞

本稿を草するにあたっては藤沢市の担当課や辻堂地区防災協議会及び個別避難計画を策定するために構成した個別避難計画検討会のメンバーの方々との意見交換が大変有用であった。これらの方々に謝意を表す。

参考文献

- 1) 加藤照之：災害時における避難行動要支援者の個別避難計画推進にあたっての課題、大正大学地域構想研究所紀要、第5号、1-8、2023.
- 2) 武村雅之：関東大震災 大東京圏の揺れを知る、鹿島出版会、139pp、2003.
- 3) 文科省地震調査研究推進本部、全国地震動予測地図、2020.
- 4) NHK厚生文化事業団：福祉ビデオライブラリー「ひとりも取り残さないために～インクルーシブ防災」(DVD2枚組)、2021.
- 5) 内閣府、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、pp125、2021.